

平成25年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成25年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成25年5月21日(火) 午前10時開会・午前11時閉会
開催場所	市役所南館8階中会議室
会 長	建山 和由
出席者	〔委員〕 建山 和由、澤木 昌典、原田 由美子、藤里 純子、木村 正文 <以上学識経験者>  山本 隆俊、上田 嘉夫、長谷川 浩、朝田 充、米川 勝利、 青木 順子、篠原 一代、田中 総司、下野 巖、中内 清孝 <以上市議会推薦>  平野 明 <関係行政機関の職員>  矢野 正、岸田 庸子 <以上市民>  (以上、計18名)
欠席者	松村 暢彦、神吉 紀世子
事務局	木本市長、柴崎副市長、楚和副市長、大塚都市整備部長、 田邊都市政策課長、吉村都市政策課計画係長
議題(案件)	・茨木市都市計画審議会会長の選出について <審議する案件> ○市決定案件 ・北部大阪都市計画地区計画の決定について (藤の里二丁目地区) <報告事項> ・都市計画に関する基本的な方針(茨木市都市計画マスタープラン) の改定について ・都市計画道路の見直しについて
傍聴者	なし

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○吉村係長	ただ今から平成 25 年度第 1 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、木本市長からあいさつを申し上げる。
○木本市長	(あいさつ)
○吉村係長	<p>本日の出席状況であるが、委員総数 20 名のところ出席者は 18 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。</p> <p>本日は本年度第 1 回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。</p> <p>(学識経験者、関係行政機関委員、市民委員、市議会推薦委員を順次紹介)</p> <p>本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。</p>
○木村委員	建山委員が適任である。
○吉村係長	<p>他に立候補又はご推薦はあるか。</p> <p>(他に候補者なし)</p>
○吉村係長	<p>他に候補者はおられないので、建山委員を会長とすることに賛成の委員は、挙手をお願いする。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成多数であるので、建山委員に茨木市都市計画審議会会長をお願いする。</p> <p>以後、本審議会の進行を建山会長にお願いする。</p>
○建山会長	<p>会長を務めさせていただくので、協力を賜りたい。</p> <p>本日は、市決定案件として 1 件、本審議会に付議されている。</p> <p>また、茨木市都市計画マスタープランの改定及び、都市計画道路の見直しについて、事務局から今後の取り組み等の報告を行いたいとの申し</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>出を受けている。</p> <p>はじめに、議題 81 号についての説明を事務局からお願いします。</p> <p>『議第 81 号 北部大阪都市計画地区計画の決定について』</p> <p>(議案書 1～7 ページについて説明)</p>
○田邊課長	<p>事務局からの説明は以上である。</p> <p>当地域は、工場や倉庫が集積しており、一般住宅や大規模小売店舗等多数の人が出入りする建物の立地は周辺の環境や安全面などから好ましくないため、地区計画により建物用途を制限し、工場・倉庫等を計画的に配置するものである。</p> <p>何か意見、質問はないか。</p>
○建山会長	
○朝田議員	<p>近年、市内の工業・商業系地域において工場等の撤退により、跡地が宅地開発される例が多く、トラブルも発生している。今後、他の地域においても地区計画等により住宅系用途を制限していく予定はあるか。</p> <p>また、工業・商業系地域における土地利用の実態調査を行ってはどうか。</p>
○田邊課長	<p>今後も、関係法令への適合だけでなく、地域の特性に応じた土地利用が図られるよう、地区計画等により誘導していく考えである。</p>
○大塚部長	<p>市としては工業・流通系の操業環境を維持する方針であるが、地区計画は、基本的に地区の住民や土地所有者が合意の上、発案して頂くのが原則である。</p> <p>実態調査については、産業環境部で市内各事業所へのヒアリング等を行っており、それらの情報を活用しながら、課題があれば都市計画に反映させていく考えである。</p>
○朝田議員	<p>用途地域は工業・商業系であっても、実際の土地利用は住居系となっている例があるため、建物用途の実態を調査し、把握すべきではないか。</p>
○大塚部長	<p>建物用途の実態については、国で定める都市計画基礎調査により定期的に把握している。</p>
○建山会長	<p>必ずしも市がイメージする用途地域と合致した土地利用がなされるとは限らないということを意識し、都市計画を進めて頂きたい。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>また、地区計画案を審議する際、決定に至る背景や、定める意義等も合わせてご説明頂くと理解しやすい。</p>
○澤木委員	<p>2点質問させて頂きたい。1点目は地区計画区域決定の背景と理由について、2点目は高さの最高限度を31mとし、高度地区で定める22mから緩和することについて、市の考えを伺いたい。</p>
○田邊課長	<p>ある企業の工場及び関連施設敷地を地区計画区域としている。</p> <p>背景として、本市では、敷地規模や壁面後退等一定の条件を満たした上で市長が許可した建築計画については高度地区で定める最高高さを1段階又は2段階緩和する特例を定めているが、事業者から工場の一部を建て替えるにあたり、高度地区の特例により高さ制限を31mに緩和できないかと相談を受けた。現在、敷地内には建物が複数あり、同時に立て替える事が困難であることから、地区計画により高さを31mとするものの建物用途を制限し、かつ将来別棟の建替え時における建物の壁面後退を担保するため、地区計画の決定に至った。</p> <p>また、本地区計画の決定にあたっては、隣地の地権者にも説明を行い、地区計画区域編入について提案させて頂いたが、合意には至らなかった。今後も地区周辺の地権者には、状況に応じて地区計画を提案していく考えである。</p>
○建山会長	<p>地区計画の決定は地権者の合意が必要であるため容易ではないが、努力をされたようである。また、高さ制限の緩和については、単に緩和するだけでなく、壁面後退を義務づけることにより、将来的な景観形成や操業環境の向上を図るものと理解できる。</p> <p>他に意見・質問等はないか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○建山会長	<p>意見がないようなので、表決に移る。本案について都市計画のとおり可決することに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○建山会長	<p>それでは原案のとおり可決する。</p> <p>続いて、都市計画マスタープランの改定について、事務局より報告をお願いします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	(茨木市都市計画マスタープランの改定について報告)
○建山会長	何か質問があればお願いしたい。  (質問なし)
○建山会長	今回は改定の方針及びスケジュールについての報告であるが、今後も改定の進捗状況などを本都市計画審議会でも報告願いたい。  引き続き、都市計画道路の見直しについて事務局より報告をお願いする。
○田邊課長	(都市計画道路の見直しについて報告)
○建山会長	何か質問はあるか。
○中内議員	茨木寝屋川線が突然廃止される予定と聞いて困惑している。耳原地区周辺では、西国街道が日常的に渋滞しているため、問題となっている。大阪府の都市計画決定路線であるが、市としてはどのように見直しに対応するのか。
○大塚部長	大阪府から市全体で4路線の変更や廃止の提案を受けている。本日説明申し上げた2路線の他、阪急茨木駅総持寺線は、(仮称)JR総持寺駅周辺地域での都市計画決定及び変更に合わせて一部廃止した。また、茨木松ヶ本線の府道八尾茨木線部分については、歩行者等の安全確保の面や構想中のシビック環状道路の一部を形成する重要な路線であることから、市として廃止すべきでないと判断した。  茨木寝屋川線については地元から実現を望む声もあると聞いており、一部廃止という判断は難しいものがあるが、国道171号のバイパス機能としては名神高速道路改築に伴って整備された側道が担っており、用地買収の規模や茨木川への架橋等にかかる多額の事業費などを考慮すると実現性が非常に低いと考えられる。今後も都市計画による長期間の権利制限をかける妥当性も考えると、見直しもやむを得ないとの見解で府と協議を進めている。
○建山会長	地域住民からの期待はあるが、社会情勢の変化などを考慮すると、計画自体を見直していく必要もあるのではないか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○中内議員	<p>山麓線や新名神高速道路、安威川ダム等、市北部地域の整備が脚光を浴びているが、市民からは生活道路の改善が進んでいないという意見をよく聞く。そのような中、計画区域内の住民においては長年権利制限を受けてきたため、廃止について地元住民が納得されるのか危惧している。</p> <p>見直しは慎重に行って頂き、都市計画の変更の決定過程における意見書提出等の手続きについても説明をお願いしたい。</p>
○大塚部長	<p>今年度8月頃に、計画路線周辺住民を対象とした説明会を予定しており、その中で様々な意見が出ると思われる。正式な手続きとしては、大阪府決定路線については、利害関係人等が意見を述べる場として公聴会が開かれる予定である。その後、府決定及び市決定路線について11月頃に都市計画法に基づく都市計画案の縦覧を行う予定であるが、そこで意見書の提出ができる。意見書の提出があった場合には府又は市の都市計画審議会において報告される。</p>
○建山会長	<p>他に質問はないか。</p>
○岸田委員	<p>耳原小学校南側の道路は交通量が多いが、歩道がなく危険である。都市計画道路を廃止するのであれば、歩道整備等により歩行空間を改善できないか検討して頂きたい。</p>
○建山会長	<p>地元に着した計画の見直しが必要であると考えます。</p> <p>本件については今後手続きが進み、本審議会に附議された段階で改めて審議させて頂く。他に質問はないか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>最後に、私から会長の代理を指名させて頂く。茨木市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。澤木委員をお願いしたい。</p> <p>(澤木委員より、了承の声あり)</p> <p>それでは、これで平成25年度第1回茨木市都市計画審議会を閉会する。</p> <p>(11時00分閉会)</p>